

静岡県告示第602号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、令和7年10月15日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和7年9月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
有限会社愛宕産業
静岡県駿東郡長泉町上長窪507番地の32
代表取締役 木村 敏之
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
静岡県駿東郡長泉町上長窪字柏窪507番32 外1筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日
令和7年6月26日
- 6 縦覧場所
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号）
静岡県東部健康福祉センター廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番3号）
- 7 縦覧期間及び時間
令和7年9月2日から令和7年10月1日まで
縦覧時間は開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 8 意見書に記載すべき事項
 - (1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類
 - (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 9 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 提出方法

持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先

縦覧場所に同じ